

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 3 年 6 月 7 日現在

機関番号：12501

研究種目：若手研究

研究期間：2018～2020

課題番号：18K12657

研究課題名(和文) 少年法をめぐる世論の規定要因とその政策的帰結

研究課題名(英文) Survey Research about Determinants of Public Opinion on Juvenile Justice System and Policy Implication

研究代表者

佐伯 昌彦 (SAEKI, Masahiko)

千葉大学・大学院社会科学研究院・准教授

研究者番号：10547813

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、少年法制に関する人々の意識について心理学的な観点から検討するためウェブ調査を行った。それによれば、従来の新聞社等による世論調査と同じく、多くの人々は少年法の適用年齢引下げに賛成であることが示されたが、それと同時に、個別の事件を前提にして意見を尋ねると、家庭裁判所において少年法のもとで事件を処理することについて必ずしも強い反対意見があるわけではないことも示された。あわせて、少年法の適用年齢の賛否と、具体的な事件での処遇の在り方についての意見との間の関連は強くなかった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

少年法の適用年齢引下げを巡っては、選挙権や民法上の成年年齢の引下げを受けて具体的に検討されるようになった。一般的な世論調査では、人々の厳罰志向性もあり、この改正に賛成の意見が多くみられた。最終的に18歳、19歳については原則逆送とする対象事件を拡大する方向で法改正がなされることとなったが、なお、少年法の在り方については議論が続くことが考えられるし、世論の厳罰志向を背景とした少年法への改正圧力が直ちになくとも考えにくい。そのような状況にあって、本研究の調査は、そこでの世論がどのようなものであるのかを多面的に検討し、刑事政策上の議論における世論の位置づけを冷静に見極める必要性を示すものである。

研究成果の概要(英文)： In this research project, a web survey was conducted to examine public opinion on the juvenile system from the perspective of psychology.

According to the survey results, most people agree with the legal reform to lower the upper age of juvenile act as newspaper publishing companies' surveys. On the other hand, it also shows that people are not firmly against a family court's decision to treat a delinquent juvenile under juvenile act rather than punishing him given a concrete scenario about juvenile delinquency. In addition, the correlations between the opinion about legal reform and the family court's decision on the concrete case are null or weak.

研究分野：法社会学

キーワード：少年法 少年年齢 世論 刑事政策 応報的公正

1. 研究開始当初の背景

本研究を開始した時期には、すでに少年法の適用年齢引下げに向けた議論が進行していた。すなわち、2007年の日本国憲法の改正手続に関する法律において国民投票権者が18歳以上とされ、これを受けて2015年に公職選挙法が改正され、選挙権が18歳以上の者に付与されることとなった。この公職選挙法改正に際して、民法や少年法についても必要な法制上の措置を講ずべきことが示され、民法については2018年に成年年齢を18歳とすることを含む改正が成立した。少年法に関しては、その適用年齢の上限を20歳未満に引き下げる方向での提言が、2015年に自由民主党により示され、法務省内における「若年者に対する刑事法制の在り方に関する勉強会」でその適否に関して議論がなされ、2017年からは法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会において議論がなされていた。

このような議論状況の中で、新聞社によって行われた世論調査は、圧倒的多数が少年法の適用年齢の上限引き下げに賛成であることを示し、このような世論が適用年齢引下げの正当化根拠の1つとして言及されることがあった。対して、このような引下げに反対する意見も多く表明されているが、そこにおいて世論に言及される際には、それは少年司法の実情について十分な知識をもったうえでの意見ではないので政策論において重視すべきではないとされることがあった。

このように、本研究を開始した当初においては、少年法の適用年齢をめぐる議論が本格化しており、かつそこにおいて世論は、引下げの正当化根拠とされることがある一方で、引下げ反対の立場からは政策論上十分な位置づけを与えられていなかった。以下の、「研究の目的」でさらに詳しく述べるが、このような状況にあって、世論を刑事政策上の議論においてどのように位置づけるべきかについて掘り下げた検討を要すると考え、本研究を計画した。

2. 研究の目的

「研究開始当初の背景」において述べたように、少年法の適用年齢引下げをめぐる議論の中で、世論は、一方で引下げの正当化根拠の1つに数えられ、他方で、引下げ反対の立場からは政策論上重視すべき要素ではないとの評価が加えられていた。しかし、そこでの世論として念頭に置かれているものは、主として新聞社等によって行われた調査結果であった。そこでは、引下げの適否を問う簡単な質問への回答の分布状況が示されており、それによれば確かに圧倒的多数が引下げに賛成している傾向が読み取れる。しかし、世論をこのようなかたちで捉えるだけで十分かどうかという点については疑問の余地もある。本研究では、そのような意見がどのような要因によって規定されているのかという点に加え、より具体的なシナリオを前提としてどのような非行少年の処遇が人々に受け入れられるのかという点も調査をし、少年司法に対する人々の意見の在り様をより多面的に記述し、それを踏まえて、刑事政策論において世論をどのように位置づけるべきかを検討することを主要な目的に据えた。

3. 研究の方法

本研究は、ウェブ調査の方法で人々に少年法制に関する意見を尋ねる調査を実施し、それに統計的な分析を加え、その分析結果をもとに、世論の性質について検討を加えつつ、その政策論上の位置づけについて探求するという手順で進められた。

まず、ウェブ調査に用いる質問項目については、各種の先行研究や関連研究をもとに整理することとした。そのようにして質問項目を確定したうえで、それを用いて、18歳以上69歳以下の日本国民を対象に、ウェブ調査を行った。すなわち、調査会社が保有する登録モニターを対象に調査を実施し、回答者はウェブ上でこちらが用意した調査項目について回答した（回答にあたって利用可能なデバイスはパソコン、スマートフォン、タブレット）。調査実施時期は2019年11月19日から同月26日。回収目標は900サンプルとしたが、最終的に989サンプルが集まった（990サンプルから回答があったが、1名は年齢要件から調査対象に含まれていないものであったことから、989サンプルとなった）。この調査によって得られたデータについて、統計ソフト（主としてIBM SPSS）を用いて統計分析を加え、その分析結果をもとに考察を加えた。

4. 研究成果

本研究では、まず上述したウェブ調査によって得られたデータをもとに、少年法制に関して人々がどのように考えているのかという点について心理学的な観点から検討を加えた。そこでの検討の結果得られた主要な知見は、大きく以下の3点である。第1に、多くの新聞社の世論調査と同じく、少年法の適用年齢を引き下げるべきか否かという点について尋ねると、回答者の多くは引下げに賛成の意見を表明した。ここで、このような引き下げへの賛否がどのような要因によって規定されているかを重回帰分析によって検討したところ、一定の属性要因の影響も部分的にみられたが、もっぱら応報的な観点から少年法の適用年齢の引下げに賛成していることが示された。すなわち、多くの国民は、少年法の適用年齢の引下げに賛成であり、それは応報的な反応として捉えることができそうである。

第2に、より具体的な非行少年のシナリオを示し、そのシナリオ中の少年に、刑罰ではなく少年法に基づく保護処分を加えることの適否を尋ねると、多くの人々は保護処分を選択することに強く反対するわけではなかった。あわせて、このシナリオ調査の部分は、少年の年齢（14歳と18歳の2水準）と少年が起こした事件の結果の重大性（窃盗未遂と強盗致傷、強盗致死の3水準）という2要因について操作を加えた実験研究であり、この2要因が人々の意見に及ぼした影響についても分析を加えたが、少年が18歳ではなく14歳の場合で、事件の結果が強盗致死という重大なものである場合に、やや保護処分による処遇に対して否定的な意見が強まるという傾向がみられた。

第3に、少年法の適用年齢引下げの賛否と、シナリオ中の少年への処遇に関する意見について、両者の間にほとんど相関はなかった。前述したように、シナリオは少年の年齢と事件結果の重大性という2つの要因によって操作され、合計6つの条件があった。その条件ごとに分析をすると、結果が強盗致死であり、かつ非行少年が18歳の場合に両者の相関が5%水準で有意であったが、その相関係数は-0.230で弱いものにとどまった。すなわち、少年が18歳で非行結果が重大な場合、確かに、少年法適用年齢引下げに賛成している人ほど、当該少年を保護処分とすることに反対する傾向がみられるものの、その関連は必ずしも強くなく、加えて、それ以外のシナリオ条件の場合、シナリオ内の少年の処遇に関する意見と、少年法の適用年齢一般に関する意見とは必ずしも関連していないのである。

以上のような主要な知見を踏まえ、改めて政策論における世論の位置づけを考え直す必要がある。本研究において指摘できる点は、大きく以下の2つに要約できるであろう。第1に、確かに適用年齢の引下げの是非ということでみれば多くの世論はこれに賛成であるが、現状における保護処分の運用について人々が常に強く反対しているというわけではないことからすれば、適用年齢引下げの是非に縮約された国民の意見のみを取り上げて世論とすることは、国民の意見をやや単純化しすぎて捉えている可能性がある。もちろん、本調査で採用したシナリオ調査の結果は提示したシナリオの内容に依存するものであり、別のシナリオを用いれば異なる結果になった可能性は否定できないものの、いわゆる政策の是非のみを問う世論調査では、人々の意見の一面しか明らかにできない点については注意を要するであろう。第2に、国民の意見の多様性を認めたとうえで、ではそのような世論を政策論においてどう位置付けていくべきかという課題が残るが、この問題を考えるうえでは、世論のどのような側面を政策論において特に重視すべきかという問題を考える必要がある。本研究は、少年法適用年齢引下げに応報的観点から賛成している者も、個々の事件処理の中では少年法による保護処分に明確な反対意見を示さないことがあることを示したが、このような知見は、政策論における世論の位置づけについて、単にある意見を正当化するために用いたり、十分な知識に基づかないものとして切り捨てたりする以外の、よりニュアンスのある組み込み方に途を開くものである。さらに、一定の政策を進めるにあたって、国民にどのような説明を加えていくべきかを考える際の指針にもなるであろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 SAEKI, Masahiko
2. 発表標題 Japanese Public Opinions on the Lowering Upper Age of Juvenile Act
3. 学会等名 Asian Law and Society Association 4th Annual Meeting (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 佐伯昌彦
2. 発表標題 少年法制に対する国民の意識の検討
3. 学会等名 日本法社会学会
4. 発表年 2020年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 ダニエル・H・フット他編[佐伯昌彦分担執筆]	4. 発行年 2019年
2. 出版社 信山社	5. 総ページ数 570
3. 書名 法の経験的社会科学の確立に向けて	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8 . 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------